

《巻頭言》

第9号刊行に寄せて

センター長・法学部教授 指宿 信

2025年6月1日、刑法改正によりこれまでの懲役刑・禁錮刑が改められて「拘禁刑」(刑法第12条)となった。その立法趣旨は、当局の解説によれば、「個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能」とすることにあった。

(<https://www.moj.go.jp/content/001453796.pdf> 参照)

当センターではこの改正を控えた時期にセンター内での学びや調査と共に、2023年3月、「拘禁刑を考える」と題して公開シンポジウム(対面)を成城大学で実施した。幸いその内容を2025年12月に書籍化することができた。これまでの刑務所という施設があくまで「罰を与える」場所であった時代と決別し、「改善更生・再犯防止のために」指導をおこなえる場所へと大転換することの意味と、これからの刑務所のあるべき姿を模索し、提案する(<https://www.seibundoh.co.jp/pub/products/view/16188> 成文堂、¥2,200)。矯正関係者、裁判官、弁護士、刑務所プログラム担当者そして刑事法学者が登壇しこの国の刑事施設と刑罰の未来を語っていると濃い内容である。ぜひ手に取っていただきたい。



このように刑事施設の運営の大きな曲がり角にある日本であるが、「官」のみの働きでは上記の改善更生・再犯防止に向けた指導を進めることはできず「民」の力や知恵をいかに活用するかが問われることになる。本第9号ではそうした問題意識から刑務所職員と研究者の共同による意識調査の報告を論文として収めることができた(東本ほか「刑事施設における官民協働の持続的実装に向けた課題」)。現場のニーズを踏まえどのような運用枠組みが必要かについて細かな課題が抽出されており、拘禁刑時代の行刑施策の立案にぜひ参考にしていただきたい。

また本号では、2025年10月に中央大学で開催された犯罪社会学会のプレ企画として実施された、学術領域横断型の刑事政策学を構想する意欲的なシンポジウムを収録することができた(四方ほか「バイオサイコソーシャル・アプローチに基づく犯罪者更生の実務と理論的意義」)。治療的司法論も学際的アプローチの一つの取り組みとして紹介させていただいている。

依存症者の回復施設であるダルクを長く調査されてきた当センター南保輔研究員(文芸学部教授)からは在外研究中に訪問されている大麻販売店の実像をレポートいただいた(北米大麻販売店訪問雑感)。わが国では2023年に大麻取締法が改正され自己使用まで犯罪化されている現状であるが、大麻を解禁している海外の市中の様子は観念的な規制論や危険論とは全く異なる視点で大麻問題を捉える好機となるはずだ。

来号は当ジャーナルも10号を数える。記念すべき節目であるので治療的司法・治療法学のこの国での行方を見据えるような特別な機会としたいと考えている。一般投稿も歓迎しているので奮ってご応募いただきたい。